

南九州市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日

南九州市長
南九州市議会議長
南九州市教育委員会
(県費教職員を除く)
南九州市選挙管理委員会
南九州市代表監査委員
南九州市農業委員会

南九州市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、南九州市長、南九州市議会議長、南九州市教育委員会、南九州市選挙管理委員会、南九州市代表監査委員及び南九州市農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画策定検討会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、南九州市長、南九州市議会議長、南九州市教育委員会、南九州市選挙管理委員会、南九州市代表監査委員及び南九州市農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、南九州市長、南九州市議会議長、南九州市教育委員会、南九州市選挙管理委員会、南九州市代表監査委員及び南九州市農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行っ

た結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ・平成 32 年度までに、係長相当職にある職員に占める女性割合を、20%以上にする。
- ・平成 32 年度までに、育児休業取得率を女性 100%、男性 13%とする。
- ・平成 32 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇の取得率を 80%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、南九州市長、南九州市議会議長、南九州市教育委員会、(県費教職員を除く)、南九州市選挙管理委員会、南九州市代表監査委員、南九州市農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

1. 平成 28 年度から、係長・課長の各役職昇進に向けた人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う
2. 平成 28 年度から、男性の育児休業等取得の促進に向けて、課長、係長を対象にした意識改革や研修を実施する。